

株式会社トーヨ 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における女性の育児休業取得率100%を維持する。

〔対策〕

- 令和3年4月～ 前計画に引き続き、制度内容等について社内イントラネット、掲示板等を利用して周知する
- 令和3年4月～ 社内検討会（労使協議会）を通して、育児・介護休業法をはじめ、その他関係する制度の向上を検討する

目標2：始業後2時間、終業前2時間有休の導入を検討し、児童保育など家庭の事情に合わせて取得できる有休を制度化する。

〔対策〕

- 令和3年4月以前 社員のニーズの把握、社内検討会（労使協議会）にて検討開始
- 令和3年度～ 制度の導入、社内イントラネット、掲示板等を利用して周知する

目標3：各月ごとに有休使用率を算出し、令和8年3月までに年平均で70%以上を達成する。

〔対策〕

- 令和3年4月～ 職場ごとの有休使用率について現状把握を行う
- 令和3年7月～ 社内検討会にて対策方法を検討
- 令和3年10月～ 社内の会合、社内イントラネット、掲示板等を利用して周知する